

千葉県病院局規程第5号

千葉県病院局会計年度任用職員就業規程（令和2年3月31日千葉県病院局規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月14日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

別表第5第3項中「。ただし、2日を超えることはできない。」を削る。

附 則

この規程は、令和5年6月14日から施行し、この規程による改正後の別表第5第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。